

広尾町過疎地域持続的発展 市町村計画

＜令和3年度～7年度＞

令和3年 9月
(令和5年5月変更)
北海道広尾郡広尾町

広尾町過疎地域持続的発展市町村計画

【目 次】

1 基本的な事項	1
(1) 広尾町の概況	1
ア 広尾町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 広尾町における過疎の状況	2
ウ 広尾町の社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 広尾町の行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	13
 3 産業の振興	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	17
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	23
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	23
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	23
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	24
 4 地域における情報化	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
 5 交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30

6 生活環境の整備	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	33
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	40
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
8 医療の確保	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	47
9 教育の振興	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	49
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
10 集落の整備	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	54
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54
11 地域文化の振興等	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	56
12 再生可能エネルギーの利用の推進	57
(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	57
(3) 計画	58
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	58
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	59
(3) 計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	60

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 61

1 基本的な事項

(1) 広尾町の概況

ア 広尾町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当町は、北海道の南東、十勝の最南端に位置し、総面積は 596.54k m²、人口は 7,030 人（平成 27 年国勢調査）である。東部は太平洋に面し、西南部は「北海道の背骨」と呼ばれる日高山脈を境界に、日高管内のえりも・様似・浦河の三町と、北部は紋別川を境に大樹町と接している。

地形は、東側に太平洋、西側に楽古岳をはじめとする日高山脈の 1,000m 級の山々がそびえ立ち、雄大な自然景観を形成している。また、その山系に源を持つ豊似川、野塚川、楽古川、広尾川、音調津川の 5 本の河川が太平洋に注ぎ、豊似川、野塚川、楽古川の両岸に酪農や畑作に適した大地が広がっている。

気候は、太平洋の千島海流と日本海流が混じり合う地点に位置していることから、海流の影響によって発生する霧の影響で夏は比較的涼しく、年間を通じた降雨量（降雪）は多くなっているが、昼夜の寒暖の差も比較的少ないなど海洋性気候の影響を受けて温暖な気候である。

当町は、十勝で最も歴史のある町として古くから経済・産業の中心地として栄えてきた。明治 2 年、蝦夷地が北海道と改称された頃この地は茂寄村と呼ばれ、大正 15 年には茂寄村を広尾村に改称、戦後の昭和 21 年に町制を施行し今日に至っている。

当町の基幹産業は、漁業、農業を中心とする 1 次産業である。当町の漁業は、海岸線 31 km を有し、沖合は千島列島から流れる親潮（寒流）により、漁業生産に恵まれた好漁場であるため、昔から沖合、沿岸漁業をはじめ、サケ定置漁業、採介藻漁業と幅広く営まれ、これら水産物をもとに水産加工業も活発に行われている。

農業については、気候的制約から酪農、畜産が中心で乳牛 11,823 頭、肉牛 983 頭（令和 2 年 12 月、畜産統計調査）が飼育されており、特に生乳の品質は高く評価されている。また、内陸部では牧草、デントコーンとの輪作、また、てん菜、ばれいしょ、小麦、豆類などの畑作との複合経営も行われている。

林業については、未来につなぐ森づくり推進事業や森林環境保全整備事業の指定を受ける中、長期展望に立った振興に努めてきた。町面積の 80% は森林であり、その約 70 % が国有林で占められているが、近年、輸入材主導による木材価格の低迷や住宅建設の減少による木材需要の低迷など、林業関連産業全体が厳しい状況にある。

商業については、人口減少に伴い事業所数や従業員数が減少傾向にあることから商店街の空き店舗等も目立ってきており、販売額も低水準で推移している。

製造業については、水産加工業が主体であり、原料の安定確保や消費者ニーズに対応した高次加工品の開発、販路開拓といった特產品の研究開発を進めるとともに、サンタランドによる商品ブランドを確立し、地域の基幹産業としての振興を図っている。

また、重要港湾十勝港を中心とした流通施設の充実促進に努めながら、関連する商工業・サービス需要の拡大を図っている。

行政区は、昭和 56 年に再編成され、現在 38 町内会により住民自治の単位組織として機能しているところであるが、社会経済構造の変化などによる不均衡も一部で生じてきている。

交通体系では、日高山脈を貫通し十勝と日高を結ぶ通称「天馬街道」と呼ばれる国道 236 号線と釧路市から浦幌町、広尾市街を経由しそれぞれ町へつながる国道 336 号線が交わる交通の要所となっている。また、帯広・広尾間の高規格幹線道路も現在忠類大樹～豊似間の整備が進められており、物流の効率性・安全性、防災、救急医療、観光などの面において、広尾町はもとより十勝の活性化に大きな効果が見込まれることから、一刻も早い全線開通が望まれている。

イ 広尾町における過疎の状況

当町の人口は、昭和 40 年の国勢調査における 13,598 人をピークに、昭和 60 年代後半からは一貫して減少が続いている。令和 2 年国勢調査での人口は 6,387 人とピーク時から 55 年で半減しており、国や北海道と比較しても、かなり早い時期から人口減少が進んでいる。少子高齢化による自然減に加え、社会減による人口減少に歯止めがかからず、若年層の町外流出を要因とした生産年齢人口の大幅減少に対し、高齢者の増加が顕著であるなど、過疎地域が一般的に抱える典型的な課題に直面している。

当町の主産業である第 1 次産業の漁業については、サケマスふ化事業やシシャモの資源調査など資源安定のための取組を実施しているが、気象変動の影響による海水温の上昇や回遊の変化などにより、近年は主力魚種の漁獲不振が続いている。先行きも不透明な状況にある。酪農を中心とする農業は、近年は農業粗生産額が過去最高を更新するなど堅調に推移しているが、高齢化や後継者不足等の理由により農家戸数が減少し、集落機能が低下するなど農村の活力が弱まりつつある。林業では外材輸入に加え、木材価格の低迷と伐採量の減少等により林業生産額は伸び悩みの傾向が続いている。こうした第 1 次産業の低迷は、地域経済、特に消費者ニーズの変化によって厳しい経営を余儀なくされている商業やサービス業にも影響を与えている。また、1 次産業に共通して、後継者や担い手の確保が大きな課題となっている。

重要港湾「十勝港」の貿易額は令和 2 年で 127 億 2,600 万円と 10 年連続で 100 億円を突破しており、平成 23 年から操業を開始した飼料コンビナートは、雇用の増加とともに地域経済の波及についても大いに貢献している。

商業については、商圏が町内に限られがちであることから、人口減少の影響を大きく受けしており、販売額も近年は低水準で推移している。また、後継者がいないことによる廃業も相次いでおり、経営後継者の確保や従業員などの労働力の確保についても厳しい状況にある。

地方の人口減少が加速し、目まぐるしく変化する現代社会において、当町を住みよく魅力的で活気あるまちとして次世代にバトンタッチしていくために、まちが抱える課題に対し行政や関係機関、住民が連携を深めながら、全ての世代が生き生きと安心して暮らすことができる「持続可能なまちづくり」を進めていくことが重要である。

ウ 広尾町の社会経済的方向の概要

これまでのまちづくりの成果を継承しながら、人口減少や少子高齢化の進行などといった地方を取り巻く深刻な課題に対応していくため、令和 3 年度からの 10 年間を計画期間とする「第 6 次広尾町まちづくり推進総合計画」により、まちの目指す将来像を住民と共有し、行政、関係機関、事業者、住民がそれぞれの役割を担いながら施策の推進に努めていく。

今後は、当町の基幹産業である農林水産業と、十勝港を拠点とした各種関連産業や水産加工業、商工業、サービス業、観光業の振興はもとより、地域外の人を新たに呼び込む関係・交流人口の拡大等に積極的に取り組む必要がある。当町が有する海・山・川といった豊かな自然を生かし、移住・定住促進や交流・関係人口の増加に向けた各種取組を行い、他地域から訪れる人との交流を深めることで住民がまちの価値や魅力に気づき、それを他の地域にアピールすることで更なる地域の活性化につなげていく。

また、魅力と活気があるまちにするためには、住民一人一人が主体的にまちづくりに積極的に関わる意識を持つことが重要であることから、そのための「人づくり」を進めていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

当町の人口動態を昭和 50 年と平成 27 年で比較してみると、総数で 11,399 人から 7,030 人と 38% 減少しており、特に 0 ~ 29 歳は約 75% 減と大きく減少している。また 65 歳以上の高齢者は 3.1 倍に増加しており、少子高齢化が著しく進んでいる。

当町の人口減少は、少子高齢化による自然減の増加に加え、官公庁及び企業等の撤退・合理化に伴う就業の場の減少や、学校を卒業した若年層の町外流出などによる社会減の増加に歯止めがかかることが原因と考えられる。広尾町人口ビジョン改訂版（令和2年2月）における人口の見通しは、2045年に3,652人、2065年に2,349人と大幅な減少は避けられないものとなっており、少子化対策や移住・定住対策を重点的に取り組む必要がある。

漁業については、昭和52年の200海里体制が施行されて以来、基幹である北洋漁業の国際的規制の強化により漁獲減を余儀なくされ、当町の経済や人口減少にも大きな影響を及ぼしている。気象変動の影響による海水温の上昇や回遊の変化などにより、近年は主力魚種の漁獲不振が続いているが、前浜資源の回復と安定に向け、関係機関と連携し、増養殖事業の継続・充実を図る。

農業については、当町では酪農を中心に酪専・酪畑経営を主軸とした土地利用型農業を開拓してきた。専業化や規模拡大の意欲も高く、生乳生産量も順調に伸びている。しかし、高齢化や後継者不足等により農家戸数及び農家人口は減少しており、各種担い手対策を講じているところである。

製造業については、中小事業者による水産加工業を中心であるが、消費者ニーズに対応するため、加工開発を研究しているものの、塩蔵加工を主体としており就業人口も減少傾向にある。

建設業については、昭和60年代に十勝港や漁港整備事業などの大型公共事業の導入により増加したが、それ以降、経済不況等により今日まで減少傾向となっており、総じて第2次産業は極端な減少傾向にある。

第3次産業については、社会環境の変化に伴い、全体に占める割合は高まっているが、経済不況の影響、社会の構造改革などにより他の産業と同じく減少傾向にある。

今後の動向を展望した場合、第1次産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、少子高齢化の進行や産業の現状から、人口減少を抑制することを最優先課題として、各種子育て支援策による出生数の増加や現役世代の移住・定住促進をより推進していく必要がある。また、重要港湾「十勝港」の利活用促進に伴う物流、観光等の振興や特色ある農林水産物の生産とブランド化の推進、第1次産品の高付加価値化や地域特性を生かした企業誘致の推進など、地域経済力の向上を図るとともに、定住を促進するための豊かな生活環境の整備や住民が将来にわたって安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるなど、地域の持続的発展に努めなければならない。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	12,592	11,399	△9.5	10,346	△9.2	8,325	△19.5	7,030	△15.6
0歳～14歳	4,637	3,254	△29.8	2,103	△35.4	1,191	△43.4	757	△36.4
15歳～64歳	7,412	7,356	△0.8	6,912	△6.0	4,997	△27.7	3,822	△23.5
うち15～ 29歳(a)	3,376	2,448	△27.5	1,708	△30.2	920	△46.1	709	△22.9
65歳以上 (b)	543	789	45.3	1,331	68.7	2,137	60.6	2,451	14.7
若年者比率 (a)/総数	26.8	21.5	—	16.5	—	11.1	—	10.1	—
高齢者比率 (b)/総数	4.3	6.9	—	12.9	—	25.7	—	34.9	—

表1-1(2) 人口の見通し（広尾町人口ビジョン改訂版）

(単位：人)

年	2025年	2035年	2045年	2055年	2065年
推計人口	5,732	4,613	3,652	2,917	2,349

(3) 広尾町の行財政の状況

当町の行政機構は、8課、2所の町長部局と教育委員会、議会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、公営企業部局（水道事業）からなっており、職員総数は155人（令和3年4月1日現在）で、職員1人当たりの人口は41.4人となっている。

当町の財政状況については、収入は地方交付税等の依存財源の割合が高く、地方交付税の減少が続く中、今後も厳しい見通しに立たなければならない。支出については、少子高齢化による社会保障関連経費や、施設老朽化による維持補修費などが増加傾向にある。当町は、昭和61年の「行政改革大綱」策定にはじまり、平成29年には、「第5次行政改革大綱」を策定し、「効率的な行政運営体制の推進」「持続可能な財政構造の実現」「行政需要に柔軟に対応する行政の推進」「協働と連携による行政の推進」の4つの基本視点を柱に行政改革に取り組み、約13億円の経費削減を図った。

令和元年度の財政力指数は0.24であり、全道平均（町村平均）0.24と同水準である。町債残高は令和元年度末で一般会計121億円と平成11年をピークに減少してきてはいる

が、依然として高い水準にある。また、基金残高は令和元年度末で29億円となっている。

近年の漁業不振や新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷等により、一層厳しい財政状況が続くことが見込まれているが、今後も町民が豊かで安心して暮らせるまちづくりを推進するため、第6次まちづくり推進総合計画の実施計画との整合性を図り、町民ニーズの的確な把握に努め、計画的な行政の執行と限られた財源の有効的な活用を図る必要がある。

表1-2(1) 町財政の状況 (単位:千円／%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	9,604,559	8,730,386	7,050,593
一般財源	5,508,834	5,119,436	4,676,008
国庫支出金	1,591,654	541,562	259,478
都道府県支出金	277,897	270,236	308,357
地方債	658,200	1,439,795	519,042
うち過疎対策事業債	183,800	823,600	338,100
その他	1,567,974	1,359,357	1,287,708
歳出総額B	9,416,512	8,529,309	6,901,389
義務的経費	3,955,717	3,067,524	2,807,490
投資的経費	2,138,554	1,443,839	560,028
うち普通建設事業	2,129,331	1,427,977	560,028
その他	3,322,241	4,017,946	3,533,871
過疎対策事業費	272,075	1,013,035	392,500
歳入歳出差引額C(A-B)	188,047	201,077	149,204
翌年度へ繰越すべき財源D	49,778	1,540	2,518
実質収支C-D	138,269	199,537	146,686
財政力指数	0.18	0.20	0.24
公債費負担比率	31.8	23.6	23.5
実質公債費比率	12.7	7.9	14.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.5	87.9	91.2
将来負担比率	125.0	105.1	55.4
地方債現在高	14,235,183	13,155,743	12,108,443

表1-2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55年度末	平成 2年度末	平成 12年度末	平成 22年度末	令和 元年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.9	33.8	48.6	53.7	63.5
舗装率 (%)	8.3	22.2	38.4	46.4	56.1
農道					
延長 (m)	—	—	—	4,044	4,044
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	0.7	0.6	0.6
林道					
延長 (m)	—	—	—	47,413	48,033
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.0	4.6	5.2	15.32	15.62
水道普及率 (%)	85.4	86.5	91.0	99.9	99.9
水洗化率 (%)	—	44.9	77.1	97.9	97.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.0	7.8	7.0	7.5	7.3

（4）地域の持続的発展の基本方針

当町は平成8年4月1日に過疎地域の指定を受け、平成8年度から令和2年度までの25年間、過疎地域活性化計画及び過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策事業債の発行や国庫補助率の嵩上げなどの国の支援を受けながら、産業基盤・生活環境の整備、福祉サービスの充実や教育の振興など各分野において地域の活性化や自立促進を図るとともに、住民福祉の向上や地域間格差の是正に向けて総合的な対策を講じてきた。これらの対策により、道路や生活環境施設等の整備が着実に進むとともに、地域が抱える課題の解消に向けた取組を行ってきた。

しかし、こうした取組を行ってきてもなお、若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、地域社会や産業を支える担い手不足などの大きな課題を抱えているほか、近年猛威を振るっている地震や暴風雨等の自然災害に対しても対策が必要となっている。また、新型コロナウィルス感染症の拡大が町民の生活や地域経済に深刻な影響を与えている。

当町は雄大な日高山脈や太平洋、水量豊かな清流といった「海・山・川」の恵まれた自然環境を有している。また、町の面積の大半を占める森林は国土保全や地球温暖化防止等の面で大きな役割を果たしている。こうした過疎地域の公益的・多面的機能を一層發揮し、今後の過疎地域における社会を持続的に発展させていくためには、「広尾町ま

ちづくり推進総合計画」や「広尾町総合戦略」などと整合性を図り、豊富な海産物や良質な生乳などの地域資源を持続可能な形で活用しながら、基幹産業や生活環境基盤の整備、集落の維持・活性化などの対策を継続して推進することに加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生活様式が変化したこと、これまでの過疎地域の「弱み」を「強み」ととらえ、デジタル技術を活用したテレワーク、ワーケーションの推進など移住・定住対策の取組や関係・交流人口の拡大、地域の担い手人材の育成など新たな過疎対策の視点による対策も必要となっている。

行政、企業、産業団体、地域コミュニティなど地域全体で協働し、それぞれの役割を担うことでこれらの対策を推進し、安全・安心な暮らしの確保と持続可能な地域づくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記（4）に記載した当町の持続的発展にかかる基本方針に基づき、本計画全般に関する基本目標を以下のとおり設定する。

人口に関する目標

(1) 全体人口（目標年度：令和7年度）

5,732人（令和2年国勢調査 6,387人）

(2) 人口の社会減（目標年度：令和7年度）

年間△80人（平成28年度～令和2年度の5年間平均 年△90.8人）

人口に関する目標は、第6次広尾町まちづくり推進総合計画及び第2期広尾町総合戦略と整合性を図るものとしている。本町の人口減少の要因は社会減による影響が非常に大きいため、各種対策を実施することにより人口の社会減を抑制することが地域の持続的発展に対して効果が大きいと考えられる。

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、地域住民や産業団体、福祉・教育など幅広い分野から選出される委員で組織する「広尾町まちづくり推進計画委員会」において毎年度行うものとし、評価結果については議会へ報告するものとする。また、住民に対してもホ

ームページなどで評価結果を周知する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

広尾町公共施設等総合管理計画（令和4年度改訂）における公共施設等の管理に関する基本方針は、以下のとおりとなっている。

1. 施設等の管理に関する基本的な考え方

基本方針1 適宜、適切な修繕による維持管理を行い、長寿命化を図る。

基本方針2 公共施設等の管理にかかるトータルコストの削減を図る。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断については、施設の経過年数や利用形態を考慮するとともに、民間事業者の専門知識も活用しながら法定点検など必要な点検を行いつつ、安全確保を最優先として継続的に実施します。また、点検・診断等の履歴管理を徹底し、以後の点検・診断等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

第6次まちづくり計画「実施計画」や各施設で策定している維持管理計画などに基づき、計画的な修繕を進めます。また、予算上の制約もあることから、修繕箇所の優先順位をつけ、適切に実施することとしますが、緊急を要するものについては、柔軟に対応することとします。

また、維持管理のトータルコスト削減に向け、予防保全型の管理を行います。

(3) 安全確保の実施方針

利用者の安全面を考慮し、優先順位の高い箇所から改修・修繕に取り組みます。

(4) 耐震化の実施方針

いわゆる旧耐震基準で建てられている建築物のうち、主要な建築物については必要に応じて耐震補強工事を実施するなど対応を図っています。今後、耐震化が必要な施設については、施設のトータルコスト、将来の利用方針などを考慮し、耐震補強または建て替えについて比較検討を行い、実施方針を検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

予防保全型の管理により、施設の維持管理・修繕等を適切に行うことで施設の長寿命化を図ります。また、必要に応じて施設の個別計画を策定します。

(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

施設の位置付けや利用者の構成（高齢者、障がい者、観光客など）、住民ニーズや関係法令等を踏まえ、公共施設等の改修や更新等と併せて取り組むことを基本とし、身体の状況や年齢、性別、文化等に関わらず、誰もが安心・安全に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 脱炭素化の推進方針

省エネルギー改修や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入及び新たに施設を建設する際にはZEBの実現に向けた検討を行うなど、脱炭素化の取組についても計画的に推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

施設を更新する際は、今後の利用状況や近隣施設での代替や広域利用の可能性も考慮しながら、既存施設との統合や複合化、廃止などについても検討を行います。その際は、民間の技術やノウハウ、資金等を活用するため、PPP／PFIの導入についても検討します。

2. 目標の設定

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設（建物）は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積について、令和2年度末の建物総延床面積から5年間で5%削減することを目標とします。

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

当町は、他の過疎自治体同様に人口減少や少子高齢化が加速しており、飲食店の閉店が相次ぐなど、まちの活気が失われつつある。また、産業の担い手や看護・介護・保育に関わる人材の確保が大きな課題となっており、これらの人材をいかに育成するか、又は都市部などから呼び込むことができるかが今後のまちづくりの重要なポイントとなる。

移住・定住対策においては、平成 21 年度から開始した移住体験住宅貸付事業により、令和元年度まで 80 組 157 人が移住体験住宅を利用したが、利用者が当町に実際に移住した実績がない状況にある。シーズンステイ希望者の受入体制の構築やふるさとワーキングホリデーの実施、短期労働と移住体験を組み合わせるなど、多様な移住体験による交流・関係人口の拡大を推進していく必要がある。

また、平成 27 年度から実施している「子ども農山漁村ホームステイ事業」では、令和元年度までに都市部の小学生 295 人、高校生 835 人の計 1,130 人を地域の漁家、農家で受け入れてきた。地域外から多くの人を受け入れるこれらの事業は、感染症拡大下においては実施が難しい面もあるが、農山漁村の価値を再認識し、都市部の住民や子どもたちにその魅力を伝える重要な事業であることから、継続実施に向けて取り組む。

帯広市を中心市として十勝管内 19 市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「移住・交流の促進」の取組として十勝圏域の魅力や移住関連情報の一体的な発信に取り組んでいる。

地域間交流は、国内では、十勝管内芽室町との「うみとやまのふれあい交流事業」や、長崎県西海市との姉妹市町交流事業など、気候や風土、産業や文化の違いに着目した様々な交流事業を展開してきた。また、国際交流はサンタランドの認定を受けたノルウェー王国のフログン市との友好交流などが行われており、さらに、生徒の海外派遣事業として中学生の派遣（アメリカ）や高校生の相互派遣（カナダ）など、活発な交流事業を進めてきた。

地域間交流は、まちづくりにおける様々な分野に大きな効果が期待できるとともに、広い視野を持つ人づくりを進めるためにも重要な取組であり、特に、国際交流については、今後の国際化の進展に対応するため、国際（理解）教育などを通じて、国際人としての認識と知識を深める取組を推進していく必要がある。

広尾町の発展に必要不可欠な将来の礎となる各分野のリーダーとなる人材の育成については、平成 25～26 年、29～30 年の 2 回にわたり、人材育成事業「ひろお未来塾」

を実施し、塾生によるまちづくり提案からの事業展開や、各分野における卒塾生の活躍が見られている。今後も町民のまちづくり参加意識を向上させ、町民がまちを学び、将来のまちのあるべき姿について主体的に考える取組を実施していく。

(2) その対策

○移住体験事業の推進

- ・移住体験住宅への希望者受入
- ・多様な移住体験事業の実施

○子ども農山漁村ホームステイ事業の推進

○空き家バンク制度の充実

○結婚支援事業の推進

- ・若者の出会いの場の創出や交流事業の企画・運営

○地域間交流の推進

- ・姉妹市町やふるさと会との交流推進
- ・中学生・高校生の海外派遣研修の実施

○まちづくり人材の育成

- ・住民を対象とした講座の開催
- ・研修機会の提供

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
移住体験住宅利用者数【単年】	人	6	20
労働を伴う移住体験人数【累計】	人	4	12
体験事業を経た移住者数【累計】	人	0	10
年間婚姻数【単年】 ※広尾町に婚姻届を提出した組数	組	20	24

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住体験事業 ・移住体験住宅への希望者受入	町	
		出会いの場創出事業 ・結婚意識調査の実施 ・PR媒体の作成、イベントの開催	町	
		広尾町生きづくりプロジェクト事業 ・ふるさとワーキングホリデー ・移住体験モニターツアー	生きづくり プロジェクト	
		広尾町移住支援金 ・首都圏からの移住者	町	
	(2) 地域間交流	姉妹市町交流事業 ・芽室町 ・長崎県西海市	町	
		ふるさと会交流事業	町	
		子ども農山漁村ホームステイ事業 ・ホームステイの受入 ・事後交流、学校給食へ町産品の提供	ホームステイ 協議会 町	
	(3) 人材育成	「まちを学ぶ講座」開催事業 ・町民対象の講座を開催	町	
		まちづくり町民みらい会議開催事業 ・町民自らが未来のまちづくりについて考える取組を実施	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

＜庁舎以外のその他行政系施設の管理基本方針＞（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状維持し、使用を継続する。

○管理運営

長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とし、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基に維持管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

当町の農業は、その気候風土・立地特性から、特に寒地農業対策として酪農振興に力を入れ、法人化や規模拡大、TMRセンターなどコントラクタ体制の整備促進などを進め、個々の農業生産額の増加をもたらした。しかし、景気低迷や生産資材の高騰、経営形態の大規模化による投資費用の増加に伴い、農家経済は必ずしも豊かでなく、また、担い手の高齢化と後継者不足により農家経営は存続の危機にさらされている状況にある。こうした中で、地域農業の持続可能な発展のためには、草地等生産基盤の充実をはじめ、適地適作、多品種少量生産、地域有畜複合農業、自然循環機能を發揮した持続的循環型農業、多様な担い手による営農、流域圏（農林水の自然循環）の重視、生消連携と農商工一体の地域づくりなど、構造的な見直しを積極的に推進していく必要がある。

また、喫緊の取組として、豊富な人材が活躍し続ける持続可能なまちづくりに向けて指導農業士をはじめ地域が一体となって全国から人を呼び込む「農活チャレンジ応援事業」を支援するなど、次世代の担い手確保対策を重点的に推進する必要がある。

帯広市を中心市として十勝管内 19 市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「農業の振興と担い手の育成」の取組として、営農技術の向上や防疫対策、地域の担い手育成など農業振興に関する広域的な取組を行っている。

② 林業

林業生産では、これまでの伐採主体の林業から、造林及び撫育管理に比重を移動しているが、今後は、広尾町の森林を「サンタの森」と位置づけ、山の価値を町民共有の財産として環境保全重視の森林整備の推進、森林資源を生かす生産・流通体制の整備により利用を促進し、地域経済の活性化につなげるとともに、所有者だけでなく地域全体で山づくりをし、担い手を育成することなど、地域社会林業として取り組む必要がある。

特に、これらイメージアップの取組課題として、町産材を使って品質・性能の確かな製品の供給体制の構築を目指す「ひろおサンタランド・ウッド」を核に、そのブランド定着と強化を図っていく。

また、十勝管内市町村、森林組合、事業者などで組織する「十勝地域林業担い手確保推進協議会」で林業担い手の育成・確保にかかる取組を一体的に推進する。

③ 水産業

当町の水産業は漁船漁業を中心として発展してきたが、国際海洋秩序の定着や更なる水産物輸入の増加など漁業を取り巻く情勢は大きく変化しており、漁獲量の減少や魚価の低迷により依然として厳しい経営を強いられている。

こうした状況から、前浜資源の増大を図るため魚礁設置事業、浅海増養殖事業、サケ・マスふ化放流事業、ウニ種苗育成放流事業、マツカワ増養殖事業、地元産水産物のブランド化やブランドの定着に向け漁業協同組合と連携して積極的に取り組むとともに、限られた資源の有効利用と、適切な資源管理を推進していく必要がある。また、十勝管内の沿岸町村及び漁業協同組合と連携し、水産業振興や栽培漁業の推進に向けた取組を引き続き行っていく。

また、不安定な沿岸・沖合水産資源に依存することのない新たな漁業の確立が必要とされており、天然資源に影響を与えず、沿岸漁業等と並列可能な新しい漁業として、ウニ養殖企業化試験事業を実施するなど、新たな栽培漁業の導入を検討していく必要がある。

④ 地場産業

当町で生産される農畜水産物のうち、町内で加工・製品化して付加価値を付けているものは、秋さけのトバ、するめ、さきいか等の干物加工や冷凍加工、塩蔵加工を中心で、生乳、ばれいしょ、てん菜などの主要農畜産物は近隣の加工場に出荷するだけにとどまっている。また、現在1戸の農家が経営する農家カフェや酪農家女性グループ「サンタまるしえ」によるファーマーズマーケットを中心とする安全・安心な農畜産物の加工・販売、食育活動などは地域からも一定の評価を得ている。

今後は水産物の付加価値を高め、漁業や水産加工業の経営安定を図るために、水揚量日本一のシシャモなどを活用した「十勝・広尾産ブランド」の確立を図るとともに、農畜産物を使った新たな特産品の開発や生産農家の育成などを積極的に支援していく必要がある。

木材資源の活用は、製材加工品が農業用資材や住宅建材として一部供給されているが、ほとんどがパルプ・チップ材として製紙工場へ出荷されていることから、町内木材を使用し製作された家具などには「ひろおサンタランド・ウッド」として付加価値を向上させるブランド化の取組も行われている。

帯広市を中心市として十勝管内 19 市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「地産地消の推進」の取組として消費者へ地産地消イベントや生産者の情報を発信するとともに、イベントの開催など一体的な取組を行っている。

⑤ 企業誘致の促進

当町の企業誘致は、港湾埋立地等への進出を基本に、優遇条例の制定や企業立地促進法のメリットをセールスポイントに取り組んでいるが、今後とも企業誘致の働きかけを行い、雇用機会の創出に努める必要がある。

町、産業団体等で組織している「広尾町企業等誘致促進期成会」において企業、工場等を誘致するための要請活動を行っているほか、帯広市を中心市として十勝管内 19 市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「企業誘致の推進」の取組として「十勝地域産業活性化ネットワーク会議」を活用して自治体間の連携強化を図り、十勝圏域が一体となった企業立地 P R に向けた一体的な取組を行っている。

⑥ 商業

当町の商業は、消費者ニーズの多様化、消費者意識の向上、流通機構の変革による価格差、都市部大型店への購買力流出などにより非常に厳しい状況にある。当町は小規模の小売店が多く、人口の減少により消費購買力が伸び悩む中で、経営者の高齢化や後継者が減少しているなど、経営上の問題点も多い。

今後は、商業者相互の連携や組織の強化を図り、地域の特性を生かした新たな商品づくり、指導者及び後継者の育成や事業承継、消費者のニーズを的確に踏まえ各産業と連携した商業振興を推進していくほか、新たな起業への支援を拡充するなど、まちの賑わいを創出する事業を展開していく必要がある。

⑦ 観光

当町はサンタランドのまちとして個性あるまちづくりを進めている中で、サンタランドのシンボル地である大丸山森林公園の整備構想を確立し、観光案内所であるサン

タの家に指定管理者制度を適用することで民間事業者による柔軟な企画・運営を支援しながら、観光スポットとしての再開発に取り組んでいく。

また、毛がにまつりやつつじまつりなどまちの資源を生かしたイベントを実施しているが、今後は恵まれた自然・産業を活用した体験型観光を充実・推進していくとともに、観光情報の発信強化に努める。

帯広市を中心市として十勝管内 19 市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「広域観光の推進」の取組としてイベントや観光 P R の実施や十勝の観光情報の一体的発信に取り組んでいる。また、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会と地域間連携を強化し、広域観光を推進していく。

⑧ 港湾

十勝港は、わが国最大の食糧基地「十勝」を背景に、日高・北網の一部を勢力圏として発展してきた重要港湾である。本州太平洋側の主要港湾から最短距離にあるという有利な地理的条件に恵まれ、取扱貨物量を着実に伸ばしてきた。また、外国貨物の取扱量については、平成 23 年から本格操業を開始しているとかち飼料(株)及び十勝グレーンセンター(株)の堅調な取扱量により増加傾向となっている。

今後は十勝港と本州太平洋側を結ぶ単独定期航路の新設にも積極的に取り組み、十勝の農産物を中心とした流通拠点「アグリポート・十勝港」の完成を推進する。また、十勝管内 19 市町村で組織している「十勝圏活性化推進期成会」において国への要望活動を行うなど、十勝港の機能整備や利活用の促進について連携した取組を実施している。

(2) その対策

① 農業

- 地域資源の有効活用と生産基盤整備の促進
- 環境保全型農業の確立
- 家畜福祉と放牧の導入促進
- 第 6 次産業を含む高付加価値化の推進
- 農産物の多様な流通手段の構築
- 多様な農業の振興と多様な担い手の確保
 - ・ 農活チャレンジ応援事業の支援
- 都市と農村との交流促進
- 家畜排せつ物によるバイオマスなどの導入・普及の促進

② 林業

- 森林の整備・保全の推進
- 森林組合の経営基盤強化及び林業事業体の強化
- 森林の活用と保全意識の醸成（木育を含む）
- 森林資源・木材生産・流通・木材需要の見える化システム構想の樹立

③ 水産業

- 生産基盤の整備
- 漁業経営の近代化
- 販売体制の充実
- 後継者の育成
- 水産加工業の振興
- シシャモなどの十勝・広尾産ブランドの確立
- 新たな栽培漁業の導入検討
 - ・ウニ養殖企業化試験事業の実施

④ 地場産業

- 水産加工業の振興
- 農畜産物を使った商品開発と販売の促進
- 地元木材を使用した特產品の開発・発信
 - ・サンタランド・ウッドのブランド化推進

⑤ 企業誘致の促進

- 企業誘致の推進

⑥ 商業

- 地域ブランドの創出
- きめ細かな情報発信
- 活気ある商店街づくり
- 集客対策の推進
- 既存企業の育成・強化及び起業家の育成
 - ・起業家等支援事業交付金事業の実施

⑦ 観光

○観光案内所の充実と情報発信の強化

○地域資源を生かした観光振興

- ・地域の食資源活用の促進

○広尾ブランドの創出

○体験型観光の充実・推進

○サンタランド事業の推進

- ・大丸山森林公園の整備

- ・イルミネーションの充実

⑧ 港湾

○港湾の整備

○企業誘致の推進

○定期航路の開設

○客船・官庁船の入港促進

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
生乳生産量【単年】	トン	59,497	67,000
新規就農者数【単年】	戸	1	3
民有林整備（ふるさと山づくり）面積【単年】	ha	50	50
コンブ生産量【単年】	トン	86 (H30)	100
ウニ生産量【単年】	トン	19 (H30)	20
新たな特産品として商品化（ブランド化）した商品の種類【累計】	種類	—	5
大丸山森林公園への年間来場者数【単年】	人	26,179	30,000
十勝港の貨物取扱量【単年】	万トン	145 (H30)	155

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 (農業)	農業経営基盤強化資金利子助成事業	町	
		中山間地域等直接支払交付金事業 ・ 対象面積 4,047.35ha ・ 交付単価 15,000円／ha	広尾集落	
	(林業)	人工林造林推進事業 ・ 私有林の新植地拵え、植付経費の 支援	森林組合	
		町有林整備事業 ・ 造林及び撫育管理事業 ・ 皆伐、殺鼠剤散布	町	
		有害鳥獣駆除事業 ・ 有害鳥獣駆除奨励金	町	
		森林環境振興事業 ・ 木づかい推進事業 ・ サンタの森の環境振興事業	町	
	(水産業)	ウニ養殖企業化実証試験事業	漁協	
		浅海域試験効果調査事業 ・ 貝類調査、海藻調査、ウニ調査	漁協	
		ウニ増殖対策事業 ・ ウニ種苗生産、放流	漁協	
		さけます増殖事業	さけます 増殖協会	
		沿岸有望魚種増殖開発事業 ・ ハタハタ種苗生産、ハタハタ産卵 基質調査 ・ マツカワ中間育成	漁協	
		ホッキ稚貝移植放流事業 ・ 移植放流	漁協	
		魚類飼育施設運営事業 ・ マツカワ中間育成・放流	町	
		雑海藻駆除事業 ・ コンブ着生の障害となる雑海藻の 駆除	漁協	
	コンブ漁場増殖事業 ・ コンブ漁場岩盤清掃	漁協 活動組織		

	漁港漁場整備事業 ・魚礁設置、漁港内浚渫 ・防波堤嵩上げ	北海道	
	水産加工振興事業 ・排水処理センター運営支援	水産加工 排水処理 公社	
(3) 経営近代化施設 (農業)	新規就農補助事業	町	
	農業次世代人材投資補助事業	町	
	農林人材育成支援事業 ・農活チャレンジ応援事業の支援 ・シーサイドハウスの整備・運営	農政推進 協議会 町	
(水産業)	漁業近代化資金利子補給事業	町	
	漁業経営健全化促進資金利子補給事業	町	
(7) 商業 (その他)	商工振興事業 ・商工業振興事業 ・住宅リフォーム支援事業 ・町内買物促進事業 ・担い手育成、確保事業	町 商工会	
	起業家育成支援事業 ・起業家等支援事業交付金 ・経営者育成支援事業	町	
	中小企業融資保証料利子補給事業	町	
	中小企業退職金共済事業	町	
(9) 観光又は レクリエーション	地域「食資源」活用促進事業 ・地元特産品のPR ・食材を活用したメニュー創作	観光協会 ほか	
	観光情報発信・観光町おこし事業 ・情報発信の充実 ・地域資源を活用したイベントの充実	観光協会	
	観光振興事業 ・観光案内所施設運営・管理 ・関係団体支援	町	
	観光交流施設建設事業 ・基本設計、実施設計	町	

	<p>集いの杜プロジェクト ・施設整備、備品購入、施設管理</p>	町 産業団体	
	<p>サンタランド振興事業 ・サンタランド整備 ・情報発信の充実 ・ツリーポイント式 ・サンタメール事業 ・イルミネーションの充実 ・恋人の聖地事業</p>	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	<p>ひき船（タグボート）委託事業 ・大型船舶の入出港支援 【事業内容】 飼料コンビナートへの原料輸入のため、大型貨物船の離着岸を補助する「ひき船業務」を委託する。 【事業の必要性】 当町は、重要港湾十勝港の利活用に力を注いでおり、船舶の離着岸を補助するひき船業務は、飼料コンビナートへ原料を供給する船舶の入出港の安全確保には必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】 十勝港の機能強化を図ることは、今後飼料コンビナートに続く企業誘致への条件整備として重要であり、十勝の農産物を中心とした流通拠点としての「アグリポート・十勝港」の完成、地域経済の活性化が見込まれる。</p>	町	
(11) その他	<p>港湾直轄整備 ・本港地区、内港地区、外港地区 整備</p>	国	
	<p>十勝港港湾施設改修事業 ・防げん材改修 ・転落防止柵改修 ・埠頭保安設備改修</p>	町	
	<p>十勝港物流調査事業 ・道東地域で生産される農産品の効率的かつ効果的な物流のあり方調査</p>	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
広尾町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

① 製造業

2019 工業統計調査によると、広尾町全体の製造業は 19 社が立地しており、食料品や飼料、木材・木製品、輸送用機械器具などが営まれている。食料品は地元で水揚げされる魚介類を原料にした水産加工業が活発に行われており、年間出荷額は約 35.7 億円となっている。また、重要港湾十勝港で平成 23 年 4 月から操業を開始した飼料コンビナートは、年間生産能力約 40 万トンと北海道内最大級であり、「農業王国十勝」の発展、そして雇用の創出という面で地域経済に大きく貢献している。

地域資源を活用する製造業については、高度な技術を持った企業などが立地しているが、地域経済を活性化させるため、資源の高付加価値化や新たな商品開発・技術開発やブランド化に産業団体や企業が連携して取り組むなど、更なる地域資源の活用を図る必要がある。

② 情報サービス業等

現在、当該地域に情報サービス業等に属する事業所は存在しないが、既設の光ケーブル等を活用することで、地理的条件による不利が比較的少ない業種であることから、情報サービス業等のサテライトオフィスの誘致等について検討する必要がある。

③ 農林水産物等販売業

農林水産物販売業については、農家が経営する農家カフェが 1 件と酪農家女性グループが週 1 回地元の農産物を販売しているほか、豊似地区の A コープ店舗でも野菜や肉製品などを販売している。また、漁業協同組合が地元で獲れた旬の魚介類を販売する直売所を運営しており、町内外から多くの人が訪れている。

今後は農林水産物等の加工、調理施設等の整備を充実することにより、販路の拡大推進や雇用の拡大につなげる。また、新たな発想での農林水産加工品の開発や地域の食材を活用した料理等の提供を推進する必要がある。

帯広市を中心市として十勝管内 19 市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「地域ブランドづくりの推進」の取組として十勝の農林水産物などの地域資源の付加価値向上を図り、十勝の地域ブランド確立に向けた一体的な取組を行っている。

④旅館業

当町の旅館業については、ホテル 2 件、旅館・民宿 4 件、ファームイン 2 件となっており、令和 2 年度の町内宿泊者数は 1 万 5,000 人であった。町内の宿泊者はビジネス目的が多く、公共工事の減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町内イベントの中止などから、全体的に減少傾向にある。今後は、設備投資を促進するための租税特別措置又は地方税の不均一課税の活用促進を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

<産業系施設の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

産業の拠点として基本的に現状維持する。

○管理運営

管理を委託している団体の協力を得ながら、継続的に行う。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指す。利用者が限定される施設等については、今後管理運営団体への譲渡も検討する。

<レクリエーション・観光施設の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状を維持する。ただし、将来にわたり極端に利用の少ない施設や老朽化が著しく安全性の確保が困難な施設については、廃止や解体を検討する。また、今後更新が必要になる場合は、利用状況や必要な規模に応じた他機能施設との複合

化等による数量の縮減を検討する。

○管理運営

日々の点検・診断・報告や維持管理について継続的に行う。公園施設を中心に施設の老朽化が進んでいるため、随時改修工事を行う。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指す。また、指定管理者制度など、民間活力活用の新たな方策も検討する。利用が少ない施設や老朽化が進んでいる施設については、近隣施設での機能代替等を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年、情報通信技術（ＩＣＴ）は飛躍的な進歩を見せており、インターネットをはじめ、あらゆる形態による高度な情報通信技術が私たちの生活に急速に浸透している。新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、テレワークをはじめとしたリモート化が急激に進展するなど、ＩＣＴは生活に必要不可欠な技術となっている。令和元年通信利用動向調査によると、インターネット利用者の割合が約9割、スマートフォンの保有世帯の割合も8割超、個人保有も約7割と普及が進んでいる。

このような背景のなか、当町におけるＩＣＴ活用の基盤となる光ファイバ整備の状況は令和元年度末において83.31%となっている。広尾市街地はほぼ全域が整備済みなのに對し、農村部においては未整備であったため、情報通信における地域格差が生じていたが、令和3年度末までに町内全域の光ファイバ網整備が完了する予定となっている。

少子高齢化の進行や若年層の町外流出等による人口減少に歯止めがかからず、地域の基幹産業である一次産業において、担い手不足が大きな課題となっている。ＩＣＴを導入することで、業務の効率化や質の向上などが図られるとともに、労働力不足の解消につながることが期待できる。

地域の情報通信基盤の整備を推進し、人工知能（ＡＩ）やＩＣＴなどの最新技術を産業、医療、教育などあらゆる分野で積極的に活用し、社会の変化に対応した地域の情報化や町民サービスの向上に向けた取組を進めることで、地域のさらなる発展と課題解決を目指していく。

当町では、住民への防災情報を的確に伝達する体制を維持・充実させるため、町内全戸に防災行政無線受信機を整備し、災害などの情報や緊急通報、広報業務等に活用して

いる。また、地形等の理由による難視聴地域に対しては、共聴施設等を設置することで情報格差の解消を図っているが、老朽化による設備更新が課題となっている。

(2) その対策

○情報通信環境の高度化

- ・公共施設等への公衆無線 LAN の設置

○難視聴地域の解消

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
公共施設における公衆無線 LAN の設置箇所数 【累計】	か所	2	8
高速通信網の整備率	%	83.3	100

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (テレビ放送中継施設)	大丸山デジタルミニサテライト局 管理事業	町	
	(防災行政用無線施設)	防災行政無線設備管理事業	町	
	(テレビジョン放送等難視聴解消のための施設)	紋別テレビ共聴施設管理事業	町	
	(ブロードバンド施設)	公衆無線 LAN 設置事業 ・ 5か所	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項

については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

＜庁舎以外のその他行政系施設の管理基本方針＞（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状維持し、使用を継続する。

○管理運営

長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とし、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基に維持管理を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

① 道路・橋りょう等

当町の地域発展のための最も基礎的かつ重要な基盤である道路網は、国道2路線（236号、336号）、道道5路線、町道481路線で構成されている。

国道は、帯広～浦河間236号の帯広～浦河間と釧路～浦幌～浦河間336号（黄金道路経由）を合わせて、2路線で延長168kmとなっており、十勝の中心都市である帯広市はもとより、道央圏、道東圏、道北圏への主要路線となっている。両路線とも、歩道などの拡幅を中心とした整備が必要である。

また、道東自動車道と十勝港を結ぶ高規格幹線道路（広尾～帯広間80km）は、忠類大樹ICまで開通し、さらに豊似ICまでの整備が進められているが、十勝港の国際貿易港化が進むなか、十勝港と道央圏・道東圏を結ぶ大動脈として重要な路線であることから、関係機関に対して早期全面開通を要望している。

道道は5路線あり、平成25年度より中広尾地区の緊急避難路として整備を進めてきた音調津陣屋線（9.4km）は平成31年に完成したが、未整備路線の豊似広尾線（25km）は整備完了の見通しが立たない状況にある。

町道は総延長499kmであり、うち舗装済205km（47.1%）、改良済245km（56.3%）となっている。道路改良及び新設は、緊急度の高いものから優先的に交付金及び起債事業を活用しながら整備を進めてきているが、老朽化している現道の補修等に加え、道路未整備地域は順次整備を図る必要がある。

町道にある橋りょうについては、平成29年度に橋りょう点検を実施し、令和元年度に策定した広尾町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、効率的、効果的な管理と橋り

ようの長寿命化に努める。

また、当町は十勝管内においては多雪地帯であることから、雪寒機械を適正に確保することにより除雪体制を整備し、冬期間の交通の確保を図る必要がある。

航路としては、現在十勝港に就航している定期航路はなく、北海道と本州太平洋岸を結ぶ最短ルートであるという地理的条件が十分に生かされていない。後背圏の荷主の要望に応えるためにも、本州太平洋側とのRORO船等による単独定期航路の誘致を積極的に進める必要がある。

② 公共交通

当町の公共交通については、3区間のバス路線が運行している。旧国鉄広尾線が昭和62年2月1日に廃止され、これに伴う代替バスが現在、広尾一帯広間で1日14往復運行されている。しかし、乗車人数の減少が続いていることから、生活交通路線の指定を受け、沿線自治体からの多額の補助金により路線を維持している状況にある。

また、広尾一様似間の路線バスについても、沿線住民の足を確保するため、えりも町と共同で民間事業者に運行を委託して路線の維持を図っているが、利用者数は減少の一途をたどっている。広尾一札幌間の都市間高速バスについても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う運行縮小等により、利用者は伸び悩んでいる状況にある。

高齢化が進み、車の運転が困難になった住民の買物や通院等にかかる交通手段の確保が重要な課題となっていることから、路線バスやタクシーなど地域の公共交通のあり方について町民を交えた検討を行い、持続可能な地域交通体制の確立を図る必要がある。

十勝バス広尾線の維持について、沿線市町村で組織する「広尾線バス輸送確保対策協議会」で利用促進などに連携して取り組んでいるほか、帯広市を中心市として十勝管内19市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「地域公共交通の維持確保と利用促進」の取組としてバス交通の維持・確保を図るための協力体制を継続し、利用促進や課題検討など必要な事業に取り組んでいる。

(2) その対策

① 道路・橋りょう等

○道路網の整備

- ・道路の補修・整備
- ・関係機関への整備要望

○除雪体制の整備

②公共交通

○公共交通の確保

- ・路線バスの維持
- ・利用しやすいダイヤ・ルートの調査検討
- ・持続可能な公共交通体制の調査・検討

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
橋りょう長寿命化計画における未修繕橋りょう数 (計画期間: R1~5)	橋	5	0 (R5)
地域公共交通への住民満足度	%	31.1 (H30)	45.0

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 (道路)	町道整備事業 ・道路の改良舗装	町	
		町道維持補修事業 ・路面補修 ・歩道補修、縁石取替	町	
	(橋りょう)	橋りょう長寿命化事業 ・橋りょう修繕 5橋 ・橋りょう点検 91橋	町	
	(3)林道	幹線林道大丸山線整備事業 ・L=370m	町	
		林道補修工事	町	
	(10)その他	生活交通路線バス確保対策事業 ・広尾～帶広間	町	
		生活交通路線バス確保対策事業 ・広尾～えりも町庶野間	町	
		地域公共交通会議開催事業 ・公共交通のあり方に関する検討会議	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

<道路（町道・農道・林道・トンネル）の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

構造物（舗装・トンネル・付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施し、まちづくり推進総合計画、過疎計画と整合をとり順次整備を進める。

○管理運営

道路については、長寿命化を最優先とする。法律に基づいた点検を実施し、必要に応じた改良等を実施する。特に生活道路では安全性確保を優先し、舗装や道路付属物等の点検を行い、計画的な改良、補修を行う。

<橋梁の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

「広尾町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、順次計画的な修繕を進める。

○管理運営

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などを実施する。また、法律に基づいた点検を定期的に実施し、個別計画に基づいた改修を行う予防保全型の管理により、橋梁の長寿命化を図る。

<庁舎以外のその他行政系施設の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状維持し、使用を継続する。

○管理運営

長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とし、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基に維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 環境衛生

当町の水道は、上水道と 4 か所の簡易水道（音調津、野塚、楽古、豊似）及び 2 か所の簡易給水施設（美幌、フンベ）を管理している。

上水道は、膜ろ過方式で浄水処理し、配水池を経由して各家庭に給水している。また、簡易水道施設は、緩速ろ過方式で浄水処理し、音調津、野塚、楽古、豊似の各地域に給水している。

広尾市街の下水道事業は、昭和 51 年に事業着手され、昭和 63 年に供用開始となった。以来、区域の拡張により、現在は処理面積 294ha、行政区域内人口 6,432 人のうち排水区域内人口は 5,248 人、水洗化人口 5,130 人で処理区域内水洗化率は 97.8% に達している。広尾市街地以外の下水道は、個別排水処理施設整備事業により平成 15 年度から整備を進め、令和 2 年度末現在まで 136 基の実績である。

し尿処理については、十勝圏複合事務組合十勝川浄化センターに搬出しているが、令和 2 年度現在では 1,829k1 まで減少している。し尿収集は、従前より 1 業者が収集を行っているが、広尾市街地の水洗化及び市街地以外の個別排水処理施設整備事業が進むと、収集量はさらに減少するものと思われる。

一般廃棄物の可燃物及び不燃物処理については、南十勝複合事務組合が運営する「南十勝環境衛生センター」の焼却施設と破碎施設でそれぞれ焼却並びに破碎処理し、不燃物処理は、「南十勝廃棄物処理センター」の最終埋め立て処分場に埋め立てをしているが、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上を図るため、環境に配慮したごみ分別の意識を高める取組を継続して進めていく。なお、一般廃棄物処理は更なる広域化を検討しており、可燃物ごみについては、十勝圏複合事務組合が令和 9 年度に新設・供用開始する処理施設へ、当町も同年度から搬入し、他の十勝管内全市町村とともに広域共同処理に加わる予定としている。

② 消防・救急体制

当町の消防は、昭和 46 年に当町ほか大樹町、忠類村、更別村及び中札内村の 5 町村によって設立され、その後、平成 18 年に離脱した忠類村を除く 4 町村で構成している南十勝消防事務組合の管下、消防本部を統制機関として広尾消防署が置かれ、常備消防体制の充実強化を進めながら消防防災事業に対応してきたが、将来にわたり住民の安全・安心な暮らしを支えていくため、平成 28 年 4 月から十勝管内の 6 つの消防本部が統

合された「とかち広域消防局（とかち広域消防事務組合）」（本部：帶広市）の業務が開始された。広域化によりスケールメリットを生かした出動体制が強化され、迅速な現場への到着・活動の開始が可能となった。

消防団組織である広尾町消防団は、現在、本部ほか4分団で構成され、発足以来長い歴史と伝統に培われ、地域における消防の任務を遂行するため広範囲にわたって活動している。消防団の持つ消防力は、常備化が進展してきた現在においてもなお極めて重要であり、各種の災害活動はもとより安全で災害に強いコミュニティづくりを推進していくうえで、地域防災のリーダー的な役割が一層期待されているが、年々団員数が減少傾向にあるため、団員の確保を推進し災害対応に備える必要がある。

消防施設については、庁舎、消防団詰所、消防用車両、水利施設、通信施設等の増強・更新整備を年次的に進めてきたが、今後も老朽化した消防車両の更新、年々複雑化している各種災害に対応できる救助資機材を搭載した車両の整備、そして災害に強い防火水槽の整備を進めていく必要がある。特に高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業は十勝住民の生命・財産を守るため信頼性の高いシステムを維持し、常に安定稼働に努める必要があることから、更新整備を年次的に行う必要がある。

救急業務は、高齢化社会の進展や住民意識の変化、核家族化などに伴い救急需用が拡大しており、救急出動件数は全国的に増加傾向にある。当町においても2台（予備車含む）の救急車両で対応しているが、町外の医療機関への搬送が増加傾向にあり、救急車の適正利用を呼びかけるなど体制確保に努めている。併せて救急隊員の養成とともに研修会の実施や住民による応急手当の普及啓発など、救急処置や応急手当の技術向上についても課題となっている。

また、消防機関の行う救助活動は、複雑多様化する社会事象を反映して年々増加し、救助事案も各地で発生する特異な災害・事故により広範多岐に及んでいる。これに迅速的確に対応するため、各種救助装備の更新や隊員の訓練拡充など、救助活動技術の充実強化も不可欠となっている。

予防行政については、建築物の利用実態や機能の多様化に対処した防火対策を推進していく必要がある。特に住宅用火災警報器の普及率は78%まで上がっているが、設置義務化から10年以上が経過し、耐用年数が過ぎ、機器の更新が必要となっている。このことから住宅用火災警報器の更なる設置推進と耐用年数を過ぎた機器の取替えの必要性についてPRしていく必要がある。

③ 住宅

当町の住宅の状況は、持家 62.3%、借家 34.4%、給与住宅 2.5%、間借り 0.8%（平成 27 年国勢調査）となっている。

当町の公的賃貸住宅の管理種別は、公営住宅 619 戸、共同住宅 18 戸、特定公共賃貸住宅 8 戸となっており、現在全体数 645 戸を管理している。これらの公的住宅のうち令和 2 年度末現在において、耐用年限が 2 分の 1 を経過した住戸が 403 戸（62.5%）となっており、さらにその中で 87 戸を政策空き家としている。

こうした公的住宅の著しい老朽化対策等を含め、今後の公的住宅の整備については「広尾町住生活基本計画」、「広尾町公営住宅長寿命化計画」に基づき、地区別の特性や人口・世帯数の動向等を踏まえ、供給目標戸数を設定し、建替と既存公営住宅の健全な維持管理を行っていく。

④ その他

当町には、レクリエーションの場として、つつじまつりやサンタランドツリ一点灯式が開催される大丸山森林公园、町民の憩いの場としての丸山都市公園やパークゴルフが楽しめる鉄道記念公園、サッカーやソフトボール等のスポーツが楽しめるコミュニティグリーンパークなど広尾市街地を中心に自然に恵まれた公園が整備されている。今後も既存の公園、遊び場の整備・充実を行なっていくとともに、都市公園（6か所）については、公園施設長寿命化計画に基づく効率的、効果的な管理を図る。

また、幼児から大人まで幅広い年代の町民が集い楽しむことのできる場を創出するため、災害対応機能を有した新たな公園づくりを町民参加のもとで進める。

各市街地の路側帯には、ボランティア団体や町内会による花壇の整備が行われているとともに、サンタランドのまちのイメージから街路樹はモミの木やトウヒを植栽するなど景観づくりを推進しているところであるが、今後も町民の積極的な参加のもと整備を行っていく必要がある。

（2）その対策

① 環境衛生

- 配水施設の整備
- 給水管の更新整備
- 量水器の更新整備
- 終末処理場施設の更新整備

- 汚水管きょ、雨水管きょの整備
- 合併処理浄化槽の普及促進
- ごみの減量化
- リサイクルへの取組
- 効率的な収集・運搬体制の整備
- 十勝管内における可燃ごみの広域共同処理化
- 葬斎場及び墓地の整備

② 消防救急体制

- 消防団員の充実強化
 - ・安全装備品の更新
 - ・消防団員の加入促進
- 消防車両・救急車両などの更新
- 高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線機器の更新整備
- 防火水槽の整備
 - ・耐震性貯水槽への改修

③ 住宅

- 既存公営住宅の改善
- 公営住宅団地の統廃合

④ その他

- 都市公園の整備
- 大丸山森林公園の充実
- 防災公園の整備

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
浄水場の計装・機械設備の更新 (上段：箇所数、下段：更新率) 【累計】	箇所 %	— —	43 35
水道管路網の更新 (上段：延長、下段：更新率) 【累計】	m %	— —	2,371 42
下水終末処理場の機器更新率	%	—	50.0
1日1人当たりのごみ排出量	g	1,045	1,010
消防団員の充足率	%	77	100
住宅用火災警報器の普及率	%	78	100
居住環境の満足度	%	53.4 (H30)	60.0
公園緑地等の整備に対する満足度	%	23.6 (H30)	50.0

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 (上水道)	上水道改良整備事業 ・導水管、配水管 34路線、5,093m	町	
		上水道量水器更新事業 ・4,787個	町	
		上水道浄水場計装機器更新整備事業 ・計装機器及び中央監視装置	町	
	(簡易水道)	簡易水道改良整備事業 ・配水管 3路線、3,000m	町	
		簡易水道浄水場計装機器更新整備事業 ・計装機器及び中央監視装置	町	
		簡易水道量水器更新事業 ・1,039個	町	
	(その他)	簡易給水浄水場計装機器更新整備事業	町	
		簡易給水施設量水器更新事業	町	
	(2)下水処理 施設 (公共下水道)	公共下水道事業 ・下水道施設（処理場機器、汚水管） の修繕および更新	町	

(その他)	個別排水処理施設整備事業 ・合併浄化槽の設置	町	
(3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	ごみ収集ステーション設置事業 ・新規設置及び更新	町	
	ごみ処理対策事業 ・南十勝複合事務組合負担金	南十勝 複合 事務組合	
	ごみ処理対策事業 ・十勝圏複合事務組合負担金	十勝圏 複合 事務組合	
(し尿処理施設)	し尿処理対策事業 ・十勝圏複合事務組合負担金	十勝圏 複合 事務組合	
(5)消防施設	常備消防車両更新事業 ・6台	とかち 広域消防 事務組合	
	非常備消防車両更新事業 ・2台	町	
	防火水槽更新事業 ・6基	町	
	高機能消防指令システム・消防救急 デジタル無線機器更新事業	とかち 広域消防 事務組合	
(6)公営住宅	既存公営住宅改善事業 ・屋根・外壁の塗装等（大空団地、 野塚団地、新野塚団地、新北樺団地、 紅葉団地、豊似団地、こぶしが丘 団地、向陽団地、音調津団地、栄町 団地）	町	
	公営住宅団地統廃合事業 ・既存公営住宅団地の解体（錦町団地、 大空団地、S30野塚団地、野塚団地、 新野塚団地、豊似団地）	町	
(8)その他	都市公園長寿命化修繕整備事業	町	
	防災公園整備事業 ・基本設計、実施設計、用地取得、用 地測量 ・緑地造成、園内設備、駐車場整備 ・防災倉庫、トイレ棟建設	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」

や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

＜水道（上水道・簡易水道・下水道）の管理基本方針＞（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

給水人口、給水量による効率的な管路網の構築にむけ、必要に応じて上水道・簡易水道の整備を継続する。浄化槽方式の個別排水処理施設についても、整備を継続する。

○管理運営

水道サービスの持続性の確保、安心・安全な水の供給を保証するため、配水池・施設及び機器の長寿命化を最優先とする。効率的な上水道・簡易水道運用のため、2018（平成30）年度に策定した「管網整備計画」に基づき、導水管や配水管の改良・更新、計装機器および中央監視装置の更新・整備を行う。また、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管路や下水終末処理場機器の整備を計画的に行う。

＜庁舎以外のその他行政系施設の管理基本方針＞（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状維持し、使用を継続する。

○管理運営

長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とし、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基に維持管理を行う。

＜公営住宅の管理基本方針＞（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

新たに策定する個別計画に基づき、耐用年限を経過する老朽化した団地について順次建替を進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進める。団地の建替にあたっては、適正な居住水準の確保や冬期間の寒さに十分配慮とともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った居住室の構成とするほか、今後の人口減少を見据えた戸数の適正化を図る。

○管理運営

『広尾町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、整備・修繕等の維持管理情報を住

棟単位で適切に整理・管理し、定期的な公営住宅等の点検を実施して予防保全的な維持管理に努める。また、長期修繕計画の視点から修繕や改善等を実施し、公営住宅等の長寿命化と維持管理コストの低減に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援

当町の出生数のピークは昭和 56 年の年間 160 人で、平成 12 年までは平成 10 年を除き、出生数が死亡数を上回る「自然増」の状態が続いていた。しかし、平成 13 年以降は「自然減」に転じており、平成 28 年から令和 2 年までの過去 5 年間の平均出生数は 40.8 人とピーク時の約 4 分の 1 となっている。少子化対策の一環として、令和 3 年度から出産祝い金制度を創設するなど、出生数の増加に向けた取組を実施している。

当町では認定こども園と認可保育所を各 1 か所設置しているが、人材不足から保育士の必要数を確保することができず、待機児童が発生するおそれがある。また、共働き家庭が増加し、働きながら安心して子育てができる環境へのニーズが高いため、土日・祝日の保育や病児保育など保育サービスの更なる向上が求められている。

今後は、地域ぐるみで子育てを支える体制を整えるとともに、子どもの遊び場の整備や保育サービス、子育て世代包括支援センターの充実などにより、安心して子育てできる環境を整備するとともに、各種給付事業を引き続き行い、子育て家庭の支援に努める必要がある。

② 保健

本町においては人口減少が加速する中、核家族化や高齢化が進み、社会環境の変化に町民は不安を抱えながらも健康寿命の延伸、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を求めている。

成人については、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症を予防するために内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を減らすことが重要となっている。自分の健康状態を確認する機会として健診を活用することの重要性が十分に伝わっていないことから、継続した受診勧奨の取組を行い、健診受診者への保健指導により生活習慣の改善を図る。

母子については、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できるよう、

妊娠期や出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて継続した支援が必要である。

子どものころからの生活習慣が、健康寿命の延伸や健康格差に影響を与えることから、生活習慣病を予防するため食育の推進や運動・禁煙などの健康的な生活習慣づくりに幼少期から取り組む必要がある。

今後は、健診の重要性を啓発し、受診率を向上させるとともに、運動習慣の定着を図るなど町民の自主的な健康づくり活動を支援する必要がある。さらに、まちの食資源を生かした食育を推進し、子どもから大人までが正しい食習慣を身に付ける取組を推進していく。

③ 高齢者福祉

当町における高齢化は顕著であり、65歳以上の人口構成比は昭和60年の10.22%（国勢調査）から平成27年には34.85%（国勢調査）まで伸びている。このような中で、高齢者のニーズは施設介護や在宅ケアに加え、ボランティア活動等の社会参加など多岐にわたっており、介護・福祉施策だけにとらわれず、高齢者の豊富な人生経験を生かした適切な活動の場や積極的な社会参加を促す施策が求められている。

当町には、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・生活支援ハウス・デイサービスセンター・老人福祉センター等の高齢者福祉施設が整備されている。また、医療費の助成や敬老祝金の支給をはじめ、緊急通報システム設置事業、要介護高齢者等介護手当支給事業、介護用品等支給事業及び居宅改修に関し、無利子での資金貸付けなどの高齢者福祉事業を推進している。また、高齢者の生きがい対策として、高齢者健康増進センターを含むゲートボール場の整備や高齢者学級、老人クラブ活動及び高齢者事業団への活動支援等を積極的に進め、健康な生活を送れるようにするとともにユニバーサルデザイン公営住宅の整備も進めている。

今後、当町においては更に高齢化が進むことが予想されるため、町民ニーズに沿った活動の拠点施設の充実、各種福祉施設のバリアフリー化や福祉サービスの充実を図るとともに就労の場として高齢者事業団への加入の促進やボランティア活動、各種行事への積極的な参加を奨励する必要がある。

高齢者の要介護状態になる原因として、認知症、脊椎・関節疾患、脳血管疾患、転倒骨折、その他閉じこもりがちな生活による心身の機能低下などが挙げられる。今後も、介護予防・生活支援サービスを推進するとともに、ボランティア活動やサロン活動の推進、見守り体制の整備、権利擁護、認知症高齢者支援対策の整備や医療と介護の連携等をすすめ、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要がある。

介護保険事業については、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護サービスの提供体制の充実や質的向上を図っていく必要がある。

④ 障がい者（児）福祉

当町では、身体障害者（児）手帳の交付を受けている者は令和2年4月1日現在で433人おり、うち44%の人は重度の障がい者となっている。また、療育手帳交付者は同84人で、早期療育・発達支援の充実が望まれている。

障がい者対策は、関係機関の密接な連携のもと、相談や指導の充実を図ることはもとより、町内在住障がい者への障害者総合支援法による在宅福祉サービスの提供や地域活動支援センターをはじめとする地域生活支援事業の充実を図っていく必要がある。また、地域での生活を希望する方が、生涯を通じて自らの選択により一人一人のニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、住環境の整備やより専門性の高い相談員の配置などを行う必要がある。道路や公営住宅等の公共施設においても、障がい者に優しい施設づくりの視点が求められている。

今後も「誰もが安心して暮らせる支えあいのまちづくり」をめざして、ノーマライゼーションの精神を基本とし、医療制度も含めた障がい者福祉サービスを引き続き推進していく必要がある。

⑤ ひとり親福祉

近年、生活形態の多様化や離婚・死別等によりひとり親家庭が増加傾向にあり、こうした家庭では児童を養育するにあたり経済的、精神的負担が大きく、物心両面にわたる支援が必要である。

当町では、ひとり親世帯等に対し、母子年金及び遺児手当の支給、医療費給付等の支援をはじめ、福祉資金貸付・就労支援制度の活用支援を行っているが、今後はさらなる相談支援体制の強化を図っていく必要がある。

（2）その対策

① 子育て支援

○保育サービスの充実

○認定こども園・保育所利用環境の整備

○子育て支援センターの支援事業の充実

○放課後児童クラブ利用環境の整備

○子育て支援の充実

- ・出産祝い金支給事業の実施
- ・ファミリーサポートセンター事業の導入実施
- ・子育て世代包括支援センターの充実

② 保健

○健康づくり体制の充実と活動の強化

○健康づくり事業の促進

- ・健診受診率の向上

③ 高齢者福祉

○高齢者福祉サービスの充実

- ・特別養護老人ホーム建替事業（平屋 RC 造 1,600 m²）

○老人クラブの活性化

○高齢者事業団活動の充実

○介護サービスの充実

○介護予防事業の充実

○権利擁護体制の整備

④ 障がい者福祉

○障がい者福祉サービスの充実

○障がい者地域生活支援事業の推進

⑤ ひとり親福祉

○ひとり親福祉対策の推進

- ・母子年金支給事業の実施
- ・遺児手当支給事業の実施

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
保育園・保育所の待機児童数	人	9人	0人
子育てに不安を感じていない世帯	%	20	50
町の子育て支援事業に満足している保護者	%	23	50
特定健診を受けている人の割合	%	43.8	60
高齢者事業団登録者数【単年】	人	45	50
老人クラブ加入者数【単年】	人	381	390
認知症サポーター養成者数【累計】	人	1,400	1,600
要介護認定率	%	15.2	17.4

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 (保育所)	保育所・子育て支援センター運営事業	町	
		重層的支援体制整備事業（地域子育て支援拠点事業） ・育児相談、家庭支援、来所支援	町	
		豊似保育所整備事業 ・屋根・外壁改修	町	
	(2)認定こども園	認定こども園運営事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 (高齢者生活福祉センター)	生活支援ハウス管理運営事業 ・定員 20人	町	
		養護老人ホーム整備事業 ・非常用自家発電設備更新 ・ナースコール、リフト車両更新 ・多目的ホール空調設備整備 ・照明LED化	町	
	(老人ホーム)	特別養護老人ホーム建替事業 ・設計委託 ・旧丸山保育所解体撤去 ・建設工事 平屋 RC 造 1,600 m ²	町	

(その他)	老人福祉センター整備事業 ・ボイラー整備	町	
	福祉灯油支給事業 ・1世帯灯油 100リットル	町	
	高齢者勤労事業部運営支援事業	町	
	高齢者等生活支援・生きがい活動支援事業	町	
	老人クラブ活動支援事業 ・連合会、13単位クラブ	町	
	生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター業務委託 ・地域の支え合い体制の推進	町 社協 住民	
	重層的支援体制整備事業（生活支援体制整備事業） ・生活支援コーディネーター業務委託	社協	
	災害弱者緊急通報システム設置事業 ・ひとり暮らし高齢者、災害弱者	町	
	敬老祝金支給事業 ・喜寿、米寿、100歳の節目に支給	町	
	敬老会開催事業 ・5地区	町	
	地域支援事業 ・介護予防、認知症施策の推進事業等 ・家族介護者への支援	町	
	重層的支援体制整備事業（地域介護予防活動支援事業） ・人材育成、介護予防の場への参加促進	町	
	重層的支援体制整備事業（地域包括支援センター事業） ・ケアマネジメント業務、権利擁護、虐待防止	町	
(6)母子福祉施設	介護職員初任者研修開催事業	町	
	介護人材育成交付金事業 ・受験、受講費用の助成	町	
	母子年金支給事業 ・年額 36,000円	町	
	遺児手当支給事業 ・月額 3,000円	町	

(9)その他	学童保育運営事業 ・放課後児童クラブの運営	町	
	子育て世代包括支援センター事業	町	
	重層的支援体制整備事業（利用者支援事業） ・妊娠期から子育て期の総合相談窓口	町	
	妊産婦健診通院費等助成事業 ・妊産婦健診及び通院費用の助成	町	
	出産祝い金支給事業 ・第1子、第2子5万円、 第3子以降10万円	町	
	ファミリーサポートセンター導入事業	町	
	乳幼児及び児童医療費助成事業 ・就学前の乳幼児、小学生、中学生、 高校生 ・自己負担分を全額助成	町	
	特定健康診査等事業 ・40歳～74歳までの国保被保険者の 健康診査	町	
	障害者地域生活支援事業	町	
	重層的支援体制整備事業（相談支援業務） ・障がい者の相談支援	町	
	重度心身障害者年金支給事業 ・年額36,000円	町	
	重度身体障害者交通費助成事業 ・タクシーチケット等の交付	町	
	南十勝子ども発達支援センター運営費 負担金	町	
	心身障害児通園通院交通費助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

<子育て支援施設の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

現行利用施設については、基本的に現状を維持する。現在活用の決まっていない未利用施設（旧保育所）については、譲渡や多目的利用への転用など幅広い視点で検討を行う。

○管理運営

日々の点検・診断・報告や維持管理については、各施設の協力を得ながら、継続的に行う。老朽化した施設については、不具合箇所の診断を優先的に実施する。施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築し、園児の安全確保については、特に重視する。

<保健・福祉施設の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状を維持する。

○管理運営

高齢化の状況を踏まえ、保健・福祉サービスの充実を図りながら、施設の長寿命化にむけ日々の点検・診断・報告や維持管理について継続的に行う。老朽化した施設については、状況変化に応じて改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。施設利用者の安全及び障害者の自立支援の視点から施設の管理運営を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町の医療は、国民健康保険病院（病床数 48 床）のほか、民間の 2 診療所（無床）と歯科 3 院からなっている。特に国民健康保険病院は町内で唯一入院ベッドを有し、内科・整形外科・脳神経外科・消化器内科・循環器内科・精神科・皮膚科・耳鼻咽喉科・リ

ハビリテーション科の診療科を開設して休日、祝日を含め 24 時間救急患者への対応を行っている医療機関として、外来患者をはじめ、入院を要する患者や救急患者の受け入れなど、地域医療の根幹を担っている。

しかし、近年、地域医療に従事する医師や看護師の不足、国の医療制度改革に伴う著しい収益の減少により、国保病院会計の経営環境が著しく悪化するなか、令和元年度より経営形態を見直し、地方独立行政法人化を実施した。独法化に伴い、高度の医療施設が充実している二次救急医療機関との連携を密にすることで、専門性を持った診療や医療機器の整備を図るとともに、高齢化社会の急速な進展による町民ニーズへの対応や安定した医療の提供に努める。また、あわせて医師や看護師の充足と経営の改善にも努めていく。

当町は、高血圧症、脳血管疾患、心臓病、糖尿病など生活習慣病の受療率が増加しているところから、予防医療が重要でありその充実に努めなければならない。また、要介護状態になっても安心して生活できる環境とするためには地域と病院の関係が重要であり、保健・福祉・介護サービス等との連携による包括的なケア体制を構築していく必要がある。

(2) その対策

○国民健康保険病院の充実

- ・診療体制の整備充実
- ・総合病院や専門病院との連携
- ・経営の効率化
- ・医療の質の確保

○地域包括ケア体制の確立

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
診療科の数	科	9	9
常勤医の数	人	3	4
1日平均患者数（外来）	人	166 (9月末)	171
1日平均患者数（入院）	人	37.7 (9月末)	41

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
7 医療の 確保	(1)診療施設 (病院)	診療施設確保対策事業 ・皮膚科の出張診療	独法 国保 病院	
		医療機器備品購入事業	独法 国保 病院	
		病院建物等整備事業 ・施設改修工事 ・設備改修工事	独法 国保 病院	
(3)過疎地域 持続的発展特 別事業 (自治体病院)		救急医療確保対策事業 【事業内容】 365日24時間の救急医療を維持するため民間との連携により、常勤医師、当直医師、支援医師等の確保を行なう。 【事業の必要性】 町内唯一の公的医療機関として町民の生命と健康を保持するため、安心して救急医療が受けられる体制づくりが必要である。 【見込まれる事業効果】 365日24時間の診療体制の維持が図られることにより一次医療機関としての機能の充実が図られ、町民の安心安全が図られる。	独法 国保 病院	
		専門診療の充実 【事業内容】 民間病院との連携による定期的な専門医の派遣により、脳神経外科、精神科、皮膚科などの診療科目の充実を図る。 【事業の必要性】 専門の医療施設が充実している都市部から離れた遠隔な地にあることや、高齢化社会の進展により、安心して専門医療を受けられる体制づくりが必要である。 【見込まれる事業効果】 地域住民が安心して専門医療を受診できる地域医療体制の充実が図られる。		

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 義務教育

子どもたちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、施設の整備を図るとともに、時代に対応した教育効果を高めるため、コミュニティ・スクールや中高一貫教育等の継続・発展など更なる学習環境の充実に努める。

昨今、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が進んでいる中で、学校施設の整備は緊急性、必要性の高い施設から年次計画により順次進めているほか、義務教育の一層の充実・向上をめざし、高度情報化や国際化、環境教育に応じた教材等の整備と「確かな学力」「思いやりの心」「健やかな体」をバランスよく育むため、人的配置を計画的に推進する必要がある。

また、学校統合により遠距離通学となる生徒の通学手段確保のため、老朽化したスクールバスを購入更新する必要がある。

② 生涯学習・社会教育

当町にあっては、少子高齢化の進行等による人口減少問題が大きな課題となっており、それに起因する地域経済の縮小や地域の担い手不足、財政状況の悪化といった問題が日増しに深刻さを増している。更には、グローバル化や高度情報化への対応、気候変動に伴う災害リスクの増大などの環境問題、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、目まぐるしく移り変わる社会情勢の中で、その変化に対応するため、生涯にわたっての学びを継続する生涯学習社会を実現することが重要である。

当町では、令和3年度から10年間を計画期間とする「第3次広尾町生涯学習推進計画」を指針とし、生涯学習の推進に取り組んでいる。生涯学習を通じて培った知識・技能がまちへと還元されることで、教育とまちづくりとの循環型スパイラルを構築し、地域の活性化へとつながることが期待されている。領域別の推進目標として、青少年教育では、諸外国と比較して低いといわれる子どもたちの自己肯定感を育むために、広尾っ子応援団本部(地域学校協働本部)の活動の充実を図ることが重要な課題となっている。

成人教育では、多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、出前講座や自主講座など「いつでも・どこでも」参加しやすい講座の開設や学習情報の提供を強化していく必要がある。人口割合が年々増え続けていく高齢者への教育については、人生100年時代といわれる中で全ての人が健康で生きがいを持って生活できるよう、地域づくりやボランティア活動への参加奨励、世代間・地域間交流を一層進めていかなければならない。

図書館にあっても、総合的・計画的な資料や設備の充実を進めるとともに、幼児から高齢者に至るまで全町民が気軽に本の情報を入手し、選びやすく借りやすい図書館とするため、環境整備を進めていく必要がある。

③ 生涯スポーツ

当町では社会体育の推進において、スポーツに親しむ環境の未整備や指導者的人材不足などの課題を抱えている。これらの課題を解決するために、町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを図るために、総合型地域スポーツクラブの設立を進めることが計画として掲げられている。また、今後も地域の体育協会や同好会、少年団本部などが主体的に各種大会や教室などを開催し、活発なスポーツ活動を進めていくことができるよう、スポーツ振興に対する助成や支援の充実を図っていくことも重要となる。

更に活動場所を確保するため、老朽化が進んでいる体育施設の改修や設備の更新などを適宜行い、町民誰しもが、気軽に安全にスポーツに取り組めるよう、定期的な施設整備を図っていくことが必要である。

<小・中学校の状況>

学校名		学級数	教員数	児童・生徒数		
				男	女	計
小学校	広尾	14	24	100	117	217
	豊似	7	10	28	8	36
	計	21	34	128	125	253
中学校	広尾	10	19	74	68	142

(令和2年5月1日 学校基本調査)

(2) その対策

① 義務教育

○学校教育施設・設備の整備

○教育力向上の推進

○教育内容・特別支援教育の充実

○学校給食の充実

- ・老朽化した厨房備品の更新

○連携型中高一貫教育の推進

○コミュニティ・スクール活動の推進

② 生涯学習・社会教育

○生涯学習の推進

○生涯学習施設・設備の強化と充実

○社会教育の充実

○図書館の整備

- ・図書館増設事業（木造平屋建 82 m²）

③ 生涯スポーツ

○総合型地域スポーツクラブの設立

○生涯スポーツの振興

○体育施設の整備

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
広尾高校を含めたコミュニティ・スクール連絡協議会（仮称）の設置	—	未設置	設置
地元から広尾高校への進学率	%	65	70
総合型地域スポーツクラブの設立数【累計】	—	未設置	設立準備
趣味・教養学習講座「マイプラン」の開催回数【単年】	回	2	10
大人の文化講座開催回数【単年】	回	1	5
出前講座開催回数【単年】	回	337	450

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
8 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設 (校舎)	広尾中学校給水管改修事業 ・屋内、屋外	町	
		学校施設長寿命化事業 ・長寿命化計画による小・中学校の 改修	町	
	(教職員 住宅)	教員住宅改修事業 ・住宅、物置、設備の改修	町	
	(給食施設)	給食センター厨房備品購入事業 ・老朽化備品の更新 ・消毒保管機（食器用）3台 ・ドライ仕様移動台、超音波洗浄機 ・食品庫用冷蔵庫、手洗い器	町	
	(3)集会施設、 体育施設等 (体育施設)	勤労者体育センター体育館屋根改修 工事	町	
		町民プール改修事業 ・水槽、機械設備	町	
	(図書館)	図書館運営事業	町	
		図書館改修事業 ・既存スペースの改修 ・公用車車庫の撤去	町	
	(5)その他	外国語指導助手配置事業 ・英語指導助手 1名	町	
		中高一貫教育推進事業	町	
		中高生等海外研修派遣推進事業	町	
		広尾高校生徒遠距離通学費等助成事業 ・通学費用、下宿費、進学費等の助成	町	
		英語体験教室運営事業 ・英会話指導員配置 ・キッズ、大人の英会話教室	町	
		総合型地域スポーツクラブ設立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

<学校施設の管理基本方針>（学校施設長寿命化計画から抜粋）

○計画的保全による長寿命化

- ・施設の維持・更新にかかる費用の削減と良質な教育環境の維持の両立を目指し、計画的な保全による学校施設の長寿命化を図る。
- ・施設の状況を定期的に点検を行い、状況変化に応じ改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。

○必要とされる機能の維持・確保と学校施設の有効活用

- ・給食センターにおいては、児童生徒数の変化への対応を考慮しながら、適正な機能の維持・確保と設備等の更新を進めていく。
- ・コミュニティスクールに関する各種取り組みなど、地域の活動拠点としての利用とともに、災害時の防災拠点としても学校施設の活用を図る。

<教員住宅の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

老朽化した住宅について計画的に改修を進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進める。改修や将来的な建替にあたっては、適正な居住水準の確保や冬期間の寒さについても十分配慮するほか、教員数の減少も見据え適正な戸数への縮減を図ります。

○管理運営

整備・修繕等の維持管理のための点検を定期的に実施し、予防保全的な維持管理に努める。また、長期修繕計画の視点から修繕や改善等を実施し、長寿命化と維持管理コストの低減に努める。

<児童福祉会館（図書館）の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状を維持する。

○管理運営

日々の点検・診断・報告や維持管理について継続的に行う。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指す。

<スポーツ施設の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

本町の地域性を考慮し、基本的に現状を維持する。ただし、将来にわたり極端に利用の少ない施設については、他地区との集約ならびに近隣施設での機能代替等を含め、地区との協議の検討に入る。また、今後更新が必要になる場合には、利用状況や必要な規模に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減を検討する。

○管理運営

日々の点検・診断・報告や維持管理について継続的に行う。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指す。また、指定管理者制度など、民間活力の方策も検討する。

10 集落の整備

（1）現況と問題点

当町の市街地は、中心市街地である広尾市街地、農業生産の中心や拠点としての豊似市街地と野塚市街地、漁業を中心とした音調津市街地があり、さらに漁業者が居住する沿岸沿いなどにいくつかの小集落が形成されている。

農漁村集落は、農業・漁業従事者の高齢化、後継者不足等により人口減少が進んでおり、集落のコミュニティ機能が低下してきている状況にある。森林や農地の持つ多面的機能の維持・増進を図るためにも集落の維持は重要であることから、コミュニティ活動を担う町内会の活動支援やニーズの多様化に伴う生活環境及び情報通信環境の整備や集落コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設の老朽化に伴う改修などが必要である。

また、広尾市街地にあっても、近年は高齢化や人口減に伴い、町内会活動の低迷や継続が問題となるケースも出てきており、地域コミュニティ活動の基盤となる町内会の再編や事業の見直し、役員の育成など、町内会活動の活性化に向けた積極的な取組が必要となっている。

(2) その対策

○地域集落の整備

- ・生活環境の整備

○コミュニティ活動の支援

○情報通信環境の高度化（再掲）

- ・公共施設等への公衆無線 LAN の設置

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
地域コミュニティ活動を担う町内会の数	町内会	38	38
公共施設における公衆無線 LAN の設置箇所数 【累計】 ※再掲	か所	2	8

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(3)その他	町内会連合会育成事業	町内会 連合会	
		単位町内会育成事業	町内会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

＜集会施設の管理基本方針＞（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

基本的に現状を維持する。ただし、将来にわたり極端に利用の少ない施設については、他地区との集約に向けて、地域との協議の検討に入る。また、今後更新が必要になる場合には、利用状況に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減を検討する。

○管理運営

日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している団体や地域住民の協力を得ながら、継続的に行う。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指す。現状を踏まえながらも、地域集会施設にふさわしい管理のあり方を今後検討する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当町は古くから港を中心に栄え、十勝圏でも最も古い歴史と伝統を誇り、十勝文化の発祥の地として歴史を伝える様々な文化財や史跡などが残っている。

「心の豊かさ」を求める傾向の中で、町民の文化、芸能活動に対する関心は年々高まっており、市街地文化協会と地域文化協会では、文化の日を中心に展示発表会や芸能発表会を実施している。しかし、全町的な人口減少と高齢化による活動の停滞や次世代を担う会員が減少している状況にあるため、芸術文化・伝統文化の鑑賞機会の拡充や芸術文化団体サークルの活動奨励と支援を図る必要がある。具体的な取組として、文化団体の紹介用プロモーション映像を製作し、あらゆる媒体によりPRを図るとともに、文化財の保護や郷土芸能の振興と併せて博物館の活用と適正管理、地域の文化協同士の協力・連携と活動の場の共有、さらには新しい文化活動の創造などの対策を講じ、芸術文化・伝統文化の振興を引き続き図っていく。また、活動の拠点となる社会教育施設・設備の充実を図る必要がある。

当町のコミュニティ活動は、2地区の公民館活動等と38の町内会によって研修や親睦行事のほか、環境整備などのボランティア活動が行われており、町は一般的な活動助成のほか、特別活動に対する助成措置を行っている。

(2) その対策

- 歴史と文化財の保護・継承
- 芸術・文化活動の推進
- 社会教育施設・設備の充実

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
文化団体のプロモーション映像製作数【累計】	団体	0	10
文化協会加盟団体会員数	人	270	270

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等 (地域文化振 興施設)	博物館・伝習館運営事業 ・博物館イベントの開催 ・トイレ洋式化改修工事	町	
	(その他)	芸術鑑賞町民劇場開催事業	町	
		地域文化協会支援事業	町	
		文化振興助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

<社会教育系施設（記念館・博物館）の管理基本方針>（公共施設管理計画から抜粋）

○設置、数量

歴史的に意義や価値を含む文化財施設も含まれているため、現状の維持を目指す。

○管理運営

日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行う。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指す。また、指定管理者制度など、民間活力の方策も検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行に伴い、その要因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっている。わが国では海外から輸入する化石燃料を大きなエネルギー源としているが、化石燃料は有限であることや地球環境に与える影響などから、エネルギーの安定供給に向けて、国内で賄えるクリーンなエネルギー源の確保が重要となっている。

北海道は、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を有しており、それらを活用した持続可能なエネルギーを主要なエネルギー源の一つとしていくとともに、省エネルギー社会の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

また、当町では平成30年に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウト（長期間大規模停電）の経験や、地形などの影響から強風災害が発生しやすく、倒木等を原因とした停電がたびたび発生していることから、災害リスクへの備えも重要となっている。

当町でも、主要産業である農業において発生する家畜ふん尿を活用したバイオマス発電の導入にかかる調査・検討や、民間事業者による太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギー活用への取組が進められており、今後も更に推進していく必要がある。

特に十勝バイオマス産業都市構想に基づき、家畜ふん尿処理の取組課題とともに資源として有効活用するためにバイオガスプラントの導入を積極的に検討するなど、産官学の連携強化により、環境にやさしいバイオマスエネルギーと資源循環型農業を積極的に推進しているほか、帯広市を中心市として十勝管内19市町村で策定している「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、「バイオガスの利活用の推進」の取組として調査・研究など必要な事業に取り組んでいる。

(2) その対策

○再生可能エネルギーの有効活用

- ・バイオガスプラント導入にかかる調査・研究

○クリーンエネルギーの利用促進

＜地域の持続的発展のための分野別目標＞

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
公用車への電気自動車の導入台数【累計】	台	0	1
畜産系バイオマス関連施設整備基數【累計】	基	0	1

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(3)その他	共用車更新事業 ・電気自動車の購入 1台	町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 空き家対策

当町では、人口減少に伴う空き家、空き店舗が増加しており、建物の老朽化などにより周辺地域に悪影響を及ぼす可能性があるなど、大きな問題となっている。適切な管理がなされない空き家を増加させない取組を推進していく必要がある。

平成27年度に「広尾町空き家等の適正管理に関する条例」を制定、平成28年度には空き家対策協議会を設置して、適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進を進めているほか、町内にある危険な空き家等の取り壊しに対して助成を行っている。また、空き家情報登録制度（空き家バンク）についても、登録件数の増加に努め、物件の売買、賃貸借の流動化を進める。

また、空き家の利活用についても、「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」において重点プロジェクトとして位置づけており、利用可能な空き家等を町外の人向けの拠点施設や町民向けの交流施設などにリフォームして有効活用を図っていく。

② 防災

当町の防災については、北海道太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、豪雨・暴風などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっ

ている。東日本大震災（平成 23 年）や北海道胆振東部地震（平成 30 年）、近年の暴風・豪雨災害等の教訓を踏まえ、広尾町地域防災計画及び広尾町強靭化計画などに基づき、建築物の耐震化や災害用資機材等の備蓄、自主防災組織の結成支援など防災・減災のための取組を進めてきたところである。

引き続き、災害用資機材の備蓄や非常用電源の確保、ハザードマップ等を活用した住民避難体制の構築を推進するとともに、関係機関や地域団体等と連携し、様々な場面を想定した訓練等を実施することで住民の防災意識向上を図るほか、防災にかかる地域の人材育成や自主防災組織の育成支援など、地域防災力の 3 要素である「自助」、「共助」、「公助」を高める取組を推進する必要がある。

（2）その対策

① 空き家対策

○町内空き家等の適正管理

- ・所有者に対する指導・助言等の実施
- ・危険空き家解体撤去の促進

○空き家利活用の推進

- ・空き家、空き店舗改修事業の実施
- ・空き家バンク制度の充実

② 防災

○災害用備蓄品・資機材の充実

○防災情報発信の強化

- ・防災ハザードマップの改訂
- ・情報発信体制の整備

○地域防災力の向上

- ・多様な防災訓練の実施
- ・自主防災組織の設立推進・育成支援
- ・地域防災リーダーの育成
- ・避難施設等の整備

◇音調津避難施設の新設（平屋建 1 棟 346.56 m²）

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項目	単位	現状 (R1)	目標 (R7)
空き家活用・解体への助言・提案件数【単年】	件	10	10
空き家を改修した拠点施設の設置	施設	0	1
地域防災マスターの人数	人	2	10
自主防災組織の数【累計】	組織	18	30
町民の防災対策への満足度	%	35.6 (H30)	50

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
12 その他地 域の持続的發 展に関し必要 な事項		空き家、空き店舗リノベーション改修 事業	町	
		空き家対策総合支援事業 ・危険空き家取り壊しに対する補助	町	
		災害用備蓄品・資機材購入事業	町	
		防災リーダー育成事業	町	
		音調津地区避難所建設事業 ・木造平屋建 1棟 346.56 m ²	町	
		防災マップ改訂事業 ・津波ハザードマップ ・土砂災害ハザードマップ	町	
		WEB版防災ハザードマップ作成事業 ・災害危険箇所や避難所等の情報をイ ンターネット上で確認できるマップ を作成	町	
		自主防災組織育成支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「広尾町公共施設等総合管理計画」において、「広尾町まちづくり推進総合計画」や「過疎計画」、各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性を図ることを規定している。そのことからも、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項

については、「広尾町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	ひき船（タグボート）委託事業 ・大型船舶の入出港支援	町	十勝港の大型船舶出入港に際し必要な事業であることから、港の利活用の促進に効果がある。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	救急医療確保対策事業	町	医師の確保により、地域医療体制の充実が図られる。
		専門医療の充実	町	診療科目の充実により、地域医療体制の充実が図られる。